

別表第 1

	種 目	障害及び程度	対象年齢 (原則)	価 格 (円)	備 考	耐用 年数
重 複 不 可	視覚障害者用ポータブル レコーダー (録音再生機)	視覚障害 2 級以上	学齢児以上	85,000	音声等により操作ボタンが知覚又は 認識でき、かつ、DAISY方式に よる録音並びに当該方式により記録 された図書の再生が可能な製品で あって、視覚障害者が容易に使用し 得るもの	6 年
	視覚障害者用ポータブル レコーダー (再生専用機)			48,000	音声等により操作ボタンが知覚又は 認識でき、かつ、DAISY方式に よる記録された図書の再生が可能な 製品であって、視覚障害者が容易に 使用し得るもの	
	視覚障害者用テープレ コーダー	視覚障害 2 級以上 なお、ポータブルレ コーダーの使用が困難 な者を原則とする		23,000	視覚障害者が容易に使用し得るもの	5 年
	視覚障害者用時計	視覚障害 2 級以上	18才以上	14,600	視覚障害者が、容易に使用し得るも の	5 年
	点字タイプライター	視覚障害 2 級以上	就学もしくは は就労して いるかまた は就労が見 込まれる者	63,100	視覚障害者が、容易に使用し得るも の	5 年
	点 字 器 (標準型)	視覚障害者であって、 点字を習得している者	学齢児以上	8,700	点字を打つための用具で障害者 (児)が容易に使用し得るもの(点 筆含む)	7 年
	点 字 器 (携帯用)			7,500		5 年
	電磁調理器	視覚障害 2 級以上 (視覚障害者のみの世 帯及びこれに準ずる世 帯) 重度または最重度の知 的障害者	18才以上	15,000	1 口式で、障害者が容易に使用し得 るもの	6 年
	視覚障害者用体温計 (音声式)	視覚障害 2 級以上	学齢児以上	9,000	視覚障害者が、容易に使用し得るも の	5 年
	視覚障害者用体重計	視覚障害 2 級以上	18才以上	18,000	視覚障害者が、容易に使用し得るも の	5 年
	音声血圧計	視覚障害 2 級以上	40才以上	15,000	視覚障害者が、容易に使用し得るも の	5 年
	視覚障害者用音声 I C タ グレコーダー	視覚障害 2 級以上で、必 要と認められる者	学齢児以上	39,900	視力に障害を有する者の物の識別を 容易にする製品であって、点字、凸 線等により操作ボタンが知覚でき、 かつ、I C タグその他の集積回路と アンテナを内蔵する物品の持つ識別 情報を無線により読み取り、当該識 別情報と音声データを関連付け、音 声データに変換して出力する機能を 有するもので、視覚障害者が容易に 使用し得るもの	5 年

	種 目	障害及び程度	対象年齢 (原則)	価 格 (円)	備 考	耐用 年数
重 複 不 可	視覚障害者用拡大読書器	視覚障害者であって、 本装置により文字等 を読むことが可能になる 者	学齢児以上	226,000	画像入力装置を読みたいもの（印刷 物等）の上、または下に置くこと で、簡単に拡大された画像（文字 等）をモニターに映し出せるもの	8年
				タブレット端末 50,000 アプリ 社会通念上、適当 と思われる額。		4年
	視覚障害者用音声読書器	視覚障害者であって、 本装置により文字等 を読むことが可能になる 者 なお、視覚障害者用 拡大読書器の使用が困難 な者を原則とする	学齢児以上	198,000	画像入力装置を読みたいもの（印刷 物等）の上、または下に置くこと で、文字を音声で読み上げるもの	8年
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上	学齢児以上	12,000	視覚障害者が、容易に使用し得るもの	10年
	点字ディスプレイ	視覚障害2級以上で、 必要と認められる者	18才以上	383,500	文字等のコンピュータの画面情報を 点字等により示すことのできるもの	6年
	視覚障害者用活字文書読 上げ装置（音声コード読 み上げ装置）	視覚障害2級以上	学齢児以上	99,800	文字情報と同一紙面上に記載された 当該文字情報を暗号化した情報を読 み取り、音声信号に変換して出力す る機能を有するもので、視覚障害者 が容易に使用し得るもの	6年
	情報・通信支援補助用具 ●	視覚障害または上肢障 害2級以上	学齢児以上	100,000	パーソナルコンピュータ周辺機器及 びアプリケーションソフト及び受信 機器〔別表3参照〕 ※用具の種類が異なれば、最初の支 給決定日から5年間で合計100,000 円を上限とし、複数回申請可	5年
	聴覚障害者用屋内信号装 置	聴覚障害2級以上	18才以上	87,400	音等を視覚、触覚等により知覚でき るもの （サウンドマスター、聴覚障害者用 目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯 を含む） ※用途が異なれば、最初の支給決定 日から10年間で合計87,400円を上 限とし、複数回申請可	10年
	聴覚障害者用屋内信号装 置（火災警報機用）	聴覚障害2級以上	18才以上	21,600	火災警報機の音等を視覚、触覚等 により知覚できるもの ※火災警報機と同時購入する場合に 限る。	10年
	聴覚障害者用通信装置	聴覚障害者または発 声・発語に著しい障害 を有する者であって、 コミュニケーション、 緊急連絡等の手段と して必要と認められる者	学齢児以上	20,000	一般の電話に接続することができ、 音声の代わりに、文字等により通信 が可能な機器であり、障害者が容易 に使用し得るもの	5年

	種 目	障害及び程度	対象年齢 (原則)	価 格 (円)	備 考	耐用 年数
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	年齢制限なし	88,900	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害児・者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者が容易に使用し得るもの	6年
	人工内耳体外部装置 ●	現に人工内耳を装着している聴覚障害者で、医師より医療保険等の給付制度を利用して本装置の買い替えができないと判断された者	年齢制限なし	300,000 ※両耳の場合は、600,000とする	現に装着する人工内耳に音声等を電気信号に変換して送信する機能を有するもので、聴覚障害者等が容易に使用できるもの	5年
	人工内耳用電池 ●	現に人工内耳を装着している聴覚障害者	年齢制限なし	ボタン電池 2,500 (月額) ※両耳の場合は、5,000 (月額)とする 充電電池及び充電器 30,000 ※両耳の場合は、60,000とする	人工内耳に使用するもので、ボタン電池又は充電地及び充電器のいずれかとする	— 3年
	腰掛便座 ★	下肢または体幹機能障害2級以上	学齢児以上	23,100	ポータブルトイレ又は補高便座（和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの又は洋式便器の上に置いて高さを補うもの）であって、障害者が容易に使用し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年
	洗浄機能付便座	上肢障害2級以上 重度または最重度の知的障害児・者で、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者	学齢児以上	50,000	上置き（便器一体型を除く）であって、障害者が容易に使用し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものは住宅改修費と同時申請が認められる場合のみ可	5年
	訓練いす	下肢または体幹機能障害2級以上	3才以上 18才未満	33,100	原則として付属のテーブルをつけるものとする	5年
重 複 不 可	特殊マット（防水マット） ★	下肢または体幹機能障害2級以上 重度または最重度の知的障害児・者	3才以上	24,600	失禁等による汚染または損耗を防止できる機能を有するもの	3年
	床ずれ防止用具 ★	下肢または体幹機能障害1級（褥瘡の予防が必要な者に限る）	3才以上	102,000	エアマット（空気圧の切り替えにより体圧分散を行うもの）または除圧マット（ウレタンフォーム等の特殊な素材または構造により体圧分散を行うもの）で、褥瘡を防止できる機能を有するもの	5年
	特殊寝台 ★	下肢または体幹機能障害2級以上 両上肢機能全廃又は両上肢を上腕の2分の1以上で欠く者で、一下肢の機能全廃又は一下肢を大腿の2分の1以上で欠く者	学齢児以上	154,000	使用者の頭部または脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの または高さ調節が可能なもの	8年
	特殊尿器 ★	下肢または体幹機能障害1級（常時介護を要する者に限る）	学齢児以上	67,000	尿が自動的に吸引されるもので、障害者または介護者が容易に使用し得るもの	5年

	種 目	障害及び程度	対象年齢 (原則)	価 格 (円)	備 考	耐用 年数
	入浴担架	下肢または体幹機能障 害2級以上(入浴に当 たって、家族等他人の 介助を要する者に限 る)	3才以上	82,400	障害者を担架に乗せたままリフト装 置により入浴させるもの	5年
	体位変換器 ★	下肢または体幹機能障 害2級以上(下着交換 等に当たって、家族等 他人の介助を要する者 に限る)	学齢児以上	15,000	介助者が障害者の体位を変換させる のに容易に使用し得るもの ※用具の使用用途が異なれば、基準 額内で同時に複数個申請可	5年
重 複 不 可	歩行補助つえ (木製) ●	下肢または体幹機能障 害者	3才以上	2,400	T字状または棒状のつえで、夜光材 付は、500円(全面の場合は、1,300 円)の範囲内で必要な額を加えるも のとする また、外装に白色又は黄色ラッカー を使用した場合は、300円の範囲内 で必要な額を加えるものとする	3年
	歩行補助つえ (軽金属製) ●			3,200		
	携帯用会話補助装置 ●	音声機能若しくは言語 機能障害者または肢体 障害者であって、発 声・発語に著しい障害 を有する者	学齢児以上	98,800	携帯式で、ことばを音声または文章 に変換する機能を有し、障害者が容 易に使用し得るもの	5年
重 複 不 可	人工喉頭 (笛式) ●	音声機能若しくは言語 機能障害者で、喉頭摘 出者	年齢制限 なし	5,200	呼気によりゴム等の膜を振動させ、 ビニール等の管を通じて音源を口腔 内に導き構音化するもの。 気管カニューレ付とした場合は、 3,200円の範囲内で必要な額を加え るものとする	4年
	人工喉頭 (電動式) ●			72,300	顎下部等にあてた電動板を駆動さ せ、経皮的に音源を口腔内に導き構 音化するもの	5年
	人工喉頭 (埋込式) 付属品 ● ※笛式、電動式、埋込式 付属品の併給は原則不 可。ただし、笛式、電動 式の給付後にシャント形 成を行い埋込式の人工喉 頭を常時使用するよう になった場合は、耐用年 数内であっても、人工喉 頭埋込式付属品の給付を可 とする。			5,000(月額)	人工喉頭(埋込式)(声帯の代わり となり、発声が可能となる機器)を 使用する際に必要な専用の被膜材、 接着剤、剥離剤等の付属品(医療保 険の対象となるものを除く)	—
	発声補助装置 ●			上記のもののうち食道 発声が可能なる者	58,500	携帯用で喉仏付近等の振動または音 を拾い拡声させるもの
	入浴補助用具 ★	下肢または体幹機能障 害者であって入浴に介 助を必要とする者	3才以上	90,000	入浴時の移動、座位の保持、浴槽へ の入水等を補助でき、障害者または 介助者が容易に使用し得るもの。た だし、設置に当たり住宅改修を伴う ものを除く。 ※用具の種類が異なれば、最初の支 給決定日から5年間で合計90,000円 を上限とし、複数回申請可 ※障害児は、用具が身体に合わなく なった場合は、最初の支給決定日か ら5年間で合計90,000円を上限と し、同じ種類の用具の申請可	5年

	種 目	障害及び程度	対象年齢 (原則)	価 格 (円)	備 考	耐用 年数
重 複 不 可	移動用リフト ★	下肢または体幹機能障 害 2 級以上	3 才以上	159,000	昇降座いす ただし住宅改修を伴うもの及び階段 昇降機能を含むものを除く。	4 年
		上記のものうち機器 の設置・稼動スペース を確保できる者	3 才以上	250,000	可動型、固定型又は据置型で、介護 者が障害者を移動させるにあたって、 容易かつ安全に操作し得るもの。た だし、昇降座いす、天井走行型その 他住宅改修を伴うもの及び階段昇 降機を除く。	
	歩行支援用具 ★	平衡機能または下肢も しくは体幹機能に障害 を有し、家庭内の移動 等において介助を必要 とする者	3 才以上	60,000	概ね次のような性能を有する手す り、スロープ等であること ア 障害者の身体機能の状態を十分 踏まえたものであって、必要な強 度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補 助、移乗動作の補助、段差解消等の 用具とする ただし、設置に当たり住宅改修を伴 うものを除く ※用具の種類が異なれば、最初の支 給決定日から 8 年間で合計 60,000 円 を上限とし、複数回申請可	8 年
	住宅改修費 ★	下肢または体幹機能障 害 3 級以上	学齢児以上	200,000	以下に掲げる居宅生活動作補助用具 の購入費及び改修工事費 ①手すりの取り付け ②段差の解消 ③滑り防止及び移動の円滑化等のた めの床又は通路面の材料の変更 ④引き戸等への扉の取替え ⑤洋式便器等への便器の取替え ⑥その他前各号の住宅改修に付帯し て必要となる住宅改修 (※1)改修箇所が異なれば、合計 200,000円を上限とし、複数回申請 可 (※2)上記(※1)の改修後なお下肢ま たは体幹機能障害が著しく悪化し再 度住宅改修が必要と認められる場 合、又は転居し住所が変わった場合 は、新たに合計 200,000円を上限と する	—
	透析液加温器	腎臓機能障害 3 級以上 で自己連続携行式腹膜 灌流法 (CAPD) により透 析療法を行う者	3 才以上	51,500	透析液を加温し、一定温度に保つも の	5 年
重 複 不 可	頭部保護帽 A ●	知的障害児・者で、て んかんの発作等により 頻繁に転倒する者	年齢制限 なし	A 15,700	ヘルメット型で、転倒の際に頭部を 保護できる性能を有するもの ※頭部保護帽 B はスポンジ、革、プ ラスチックを主材料とし製作されて いるものとする	3 年
		平衡機能または下肢も しくは体幹機能に障害 を有し、頻繁に転倒す る者				

	種 目	障害及び程度	対象年齢 (原則)	価 格 (円)	備 考	耐用 年数
	頭部保護帽 B スポンジ, 革 プラスチック が主材料 ●	上記に同じ	年齢制限なし	B 37,900		
	酸素ボンベ運搬車	呼吸器機能障害者であって、医療保険における在宅酸素療法を行う者	18才以上	17,000	障害者が容易に使用し得るもの	10年
	ネブライザー	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者(身体障害者手帳3級以上で医師の意見書により必要が認められる者)	年齢制限なし ただし学齢児未満の場合は、医師の意見書により必要が認められる者とする	36,000 ※電気式たん吸引器との両用器については、72,500	障害者が容易に使用し得るもの	5年
重 複 不 可	電気式たん吸引器	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者(身体障害者手帳3級以上で医師の意見書により必要が認められる者)	年齢制限なし ただし学齢児未満の場合は、医師の意見書により必要が認められる者とする	56,400 ※ネブライザーとの両用器については、72,500	障害者が容易に使用し得るもの	5年
	手動式たん吸引器	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者(身体障害者手帳3級以上で医師の意見書により必要が認められる者) なお、電気式たん吸引器の使用が困難な者を原則とする	年齢制限なし	3,800(月額)	障害者が容易に使用し得るもの 価格は換えゴム等の付属品を含む月額であること	—
	火災警報機	障害等級2級以上又は重度もしくは最重度の知的障害児・者 (いずれも火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	年齢制限なし	15,500 (1世帯につき2台を限度とする)	室内の火災を煙または熱により感知し、音または光を發し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8年
	自動消火器	上記に同じ	年齢制限なし	28,700	室内温度の異常上昇または炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8年
	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	呼吸器機能障害3級以上又は心臓機能障害3級以上の者、もしくは重度又は最重度の知的障害者(児)かつ肢体障害2級以上の者であって、次の何れかに該当する者 ①在宅酸素療法を行う者 ②人工呼吸器を常時必要とする者 ③医師により血中の酸素濃度を測定することが必要と認められた者	年齢制限なし	36,000	動脈血中の酸素飽和度を測定できるものであって、障害児・者が容易に使用し得るもの	5年

種 目	障害及び程度	対象年齢 (原則)	価 格 (円)	備 考	耐用 年数
収尿器 ●	下肢または体幹機能障害者であって排泄障害を伴う者、ぼうこう機能障害者（尿路変更している者を除く）	年齢制限なし	8,800	採尿器，蓄尿袋（尿の逆流防止装置付きのもの），導尿ゴム管等で構成したもの	1年
ストーマ（蓄便袋） [代替品は別表2-1参照] ●	ぼうこう又は直腸機能障害で，ストマ造設者蓄尿袋においては，ぼうこう障害で，高度の排尿機能障害（カテーテル常時留置，或いは自己導尿の常時施行）を伴う者	年齢制限なし	8,900（月額）	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋とする。ラテックス製又はプラスチックフィルム製。価格はストマ造設箇所1か所当たりの月額であり，皮膚の保護・排泄物の漏れ防止・皮膚への装具密着などのために使用する用品[別表2-2参照]を含む。	—
ストーマ（蓄尿袋） [代替品は別表2-1参照] ●			11,700（月額）	密封型の収納袋で尿処理用のキャップ付とする。ラテックス製又はプラスチックフィルム製。価格はストマ造設箇所1か所当たりの月額であり，皮膚の保護・排泄物の漏れ防止・皮膚への装具密着などのために使用する用品[別表2-2参照]を含む。	

(注1)脳原性運動機能障害の場合は，表中の上肢・下肢または体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。

(注2)「ネブライザー」及び「電気式たん吸引器」，「パルスオキシメーター」，「人工内耳体外部装置」の申請に必要な意見書は，別紙意見書に限るものではない。

(注3)タブレット端末にスマートフォンは含まれない。

●：入院及び入所の場合も支給対象となる種目

(当該種目に該当しない日常生活用具であっても，週末及び祝日等に帰宅する場合，その用具がなければ生命の維持に関わる用具（「ネブライザー」及び「電気式又は手動式たん吸引器」，「パルスオキシメーター」）については，支給対象とすることができる。)

★：介護保険対象者は対象外となる種目